

鳥取県営住宅維持管理業務(中部地区)の入札に関する質問への回答について

令和7年6月26日
鳥取県住宅供給公社

番号	質問内容	回答
1	<p>○委託業務の委託料の支払(1)～(2)の説明を頂きたい。</p>	<p>●仕様書の2の(1)についての説明は次のとおりです。 ・各年度の委託料の執行に当たっては、各年度の業務開始前に執行計画書を作成の上、当公社の承認を受ける必要があります。 ・各年度の維持修繕費、管理業務費別の執行計画額については以下のとおりです。この各年度の執行計画額をさらに月別に額を分けて作成する必要があります。 【維持修繕費】維持修繕費の総額は、調達公告の3の(3)中の29,778,000円(委託期間中の総額)になります。年度別の額は公社が示しますので、受託者で各年度の各月別の額を過去の実績等を踏まえ決定してください。 【管理業務費】管理業務費の総額は、今回入札の落札額になります。年度別の額は、令和7年度は約35%、令和8年度は約65%の割合を乗じた額となりますので、受託者で各年度の各月別の額を決定してください。</p> <p>●仕様書の2の(2)についての説明は次のとおりです。 ・公社は、受託者から毎月報告される業務実施状況報告書の実施状況を検査の上、委託料の額を確定します。 ・委託料のうち維持修繕費の額は、執行計画額に定められた当該月分の維持修繕費の上限額と、当該月に受託者が要した維持修繕費の実支出額のいずれか低い額となります。 なお、当該月に受託者が要した維持修繕費の実支出額には、前月分以前の維持修繕費の実支出額のうち、前月以前分の上限額超過により未払いとなっている額も含まれます。 ・委託料のうち管理業務費の額は、執行計画額に定められた当該月分の額となります。 ・委託料の支払い時期については、前月分の業務実施状況報告書を翌月10日までに公社に報告していただければ、公社はその月の25日に支払いを行います。</p>
2	<p>○2 事前提出書類 調達公告の5の(1)の事前提出物は、次のとおりとし、提出部数は各1部とする。 (2)競争入札参加資格者名簿では調達公告の2の(4)に該当することが明らかにならない者にあつては、これに該当することを証する地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式の書面(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に係る明細書(その1)の写し)とは、どのような書類ですか。</p>	<p>●入札説明書2の(2)の書類の提出が必要となるのは、本社所在地が鳥取県外の法人が鳥取県内に支店等を有している場合です。当該書類は、本社が所在する都道府県の税務事務所に対して提出されているもので、税務事務所に提出された1枚目と鳥取県内の支店等が記載されているページの写し(コピー)を提出してください。 なお、本社所在地が鳥取県内の場合は、競争入札参加資格者名簿で調達公告の2の(4)に該当することが確認できますので、当該書類の提出は必要ありません。</p>